

小城市建設工事等入札心得（工事電子入札用）

（令和３年４月１日施行）

（令和３年10月１日改正）

小城市が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、小城市財務規則（平成17年規則第38号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。なお、以下において「入札書」とあるのは「電子入札書」と読み替えるものとする。

（入札方法等）

1 入札の取扱いは、次のとおりとする。

- （１） 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- （２） 入札書は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書に示した時刻までに提出しなければならない。
- （３） 電子入札の場合は、電子入札システムに利用者登録した電子証明書（ＩＣカード）を使用しなければならない。
- （４） 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- （５） 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後２年間入札代理人とすることはできない。
- （６） 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- （７） 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

（工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書）

2 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならない

い。

(1) 工事費内訳書

ア 入札参加者は、1 回目の入札金額に対応する工事費内訳書を作成し、入札書と併せて電子入札システムにより提出しなければならない。

イ 工事費内訳書には、工事名、あて名及び入札参加者の住所・氏名を記載すること。

ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあつては工事種目及び各科目に相当する項目ごと）の数量、金額等を表示したものとする。

ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における工事費内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと）の数量、金額等を表示したものとすることがある。

エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。

(2) 現場代理人等配置予定事前届出書

ア 入札参加者は、入札書の提出締切日時までに、現場代理人等配置予定事前届出書を電子入札システムにより工事費内訳書と同時に提出しなければならない。

イ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできない。

ウ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事については、入札の申込のあった日（指名競争に付す場合にあつては入札日）以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

エ 同一の主任技術者又は監理技術者について、複数の入札の配置予定技術者として申請することができるが、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、入札を辞退すること。

(入札の辞退)

3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 指名を受けた者は、入札書の提出前までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (4) 入札辞退届を提出せずに欠席した者は、適正な入札執行の妨げになる場合もあることから文書注意を行う。ただし、当該欠席をした日から1年以内に再度、欠席をした場合は、指名停止措置を行う。

(公正な入札の確保)

- 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 5 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 6 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
 - (1) 参加する資格のない者
 - (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
 - (3) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
 - (4) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
 - (5) 一人で2以上の入札をした者
 - (6) 予定価格を公表している入札で、入札書の金額が予定価格を超えるもの
 - (7) 次のいずれかの工事費内訳書を提出した者
 - ア 1回目の入札書の額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く。）
 - イ 見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの

ウ 記載すべき項目についての記載がないもの

エ その他積算内容に誤りがあるもの

(8) 小城市暴力団排除条例（平成24年小城市条例第8号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者

(9) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（落札者の決定）

7 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度の入札）

8 再度の入札については、次のとおりとする。

(1) 開札をした場合において、7の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。

(2) 無効入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあつては最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。

(3) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とする。ただし、予定価格を入札前に公表して入札を実施する場合、再入札は行わない。

(4) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

（同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定）

9 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定める。

（契約の保証）

10 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が500万円未満の工事又は委託金額が100万円以下の業務については、

契約の保証を免除する。

(1) 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 契約保証金（現金）の納付

イ 有価証券（利付国債に限る。）の提供

ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険の契約の締結

(2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委託金額の10分の1以上とする。

(契約書の提出期限)

11 契約書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（市の休日を含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

12 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(仮契約の解除)

13 市長は、小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年小城市条例第44号。）により契約の締結にあたって議会の議決を経なければならない契約の仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が、本市との契約に関して次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、原則として、当該仮契約は議会に上程せず、本契約を締結しないものとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8号第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

- (2) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(参考)

○ 「現場代理人」について

小城市建設工事請負契約約款第10条により、契約1件につき現場代理人が1人必要（現場常駐、他の工事との兼任不可）となります。ただし、小城市発注工事における現場代理人の取扱い（平成22年10月1日通知）に該当する場合は除きます。

職務は、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理します（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、当該契約の解除に係るもの等を除きます。）。

○ 「主任技術者及び監理技術者」（監理技術者等）について

監理技術者等は、建設業法及び契約約款に基づき、施工の技術上の管理をつかさどるために必要となり、工事1件の請負代金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合は工事現場ごとに専任の者である必要があります。

主任技術者は、当該建設工事に関し一般建設業の許可基準を満たす技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ該当者＝国家資格者、実務経験者等）です。

監理技術者は、下請け契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる工事を下請施工させる場合（発注者から直接請け負った建設業者に限る。）において、主任技術者の代わりに必要となります。

※ 監理技術者等の専任期間について

監理技術者等の工事現場での専任期間は、契約工期が基本となりますが、次の期間は工事現場への専任は要しません（ただし、設計図書、打合せ記録等の書面により明確であることが必要です。）。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間、等）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合による検査遅延の場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

<参考：「監理技術者制度運用マニュアル」（H16.3.1 国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通知別添）>

☆ なお、監理技術者は、資格者証の交付を受け、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任する必要があり、当該監理技術者は、発注者等からの請求

に応じ資格者証を提示できるよう常時携帯している必要があります（監理技術者講習修了証についても同様に携帯をお願いします。）。